

## 動物愛護管理法の改正を求める請願署名

2012年に改正が予定されている「動物の愛護及び管理に関する法律」を今後よりいっそう効果的なものとし、我が国の動物たちの福祉を守る手段としての位置づけをさらに堅固なものとするために、動物との共生を考える連絡会は以下のような改正を求めてお願いいたします。

### 1. 5つの自由の明文化

国際的に動物全般の福祉基準として認められている「5つの自由」という概念を法律の中に明文化し、飼い主及び占有者の責務の基本とする。

### 2. 動物虐待をより具体的に定義づける

必要な世話を怠るネグレクト、ストレス行動の放置、不快な環境に置く、苛酷な輸送を行う、生理・生態・習性を無視した飼育を行う等々具体的な文言で明記する。

### 3. 動物を闘わせることを禁止する

動物と人間、また動物同士（闘犬、闘鶏、闘牛、ハブとマングース、他）

### 4. 劣悪な多頭飼育の規制

一定頭数以上の動物を飼育する場合は自治体に登録をすることを義務付ける

### 5. 動物取扱業のさらなる規制

ネット販売や移動販売の禁止、幼齢動物（犬、猫は8週齢以下）の移動・販売・展示禁止、登録業種の拡大、生体販売の営業時間の規制等々を加える。

### 6. 法令違反者に対する罰則に飼育禁止を加える

### 7. 実験動物の福祉を保障する手段を確保する

### 8. 産業動物の福祉を保障する手段を確保する

### 9. 災害時、飼育動物の同行避難の義務化

締切 2012年3月末日

|    | 氏名 | 住所（都道府県名から番地までお書き下さい。それがない場合は無効となります。） |
|----|----|--|
| 1  |    |  |
| 2  |    |  |
| 3  |    |  |
| 4  |    |  |
| 5  |    |  |
| 6  |    |  |
| 7  |    |  |
| 8  |    |  |
| 9  |    |  |
| 10 |    |  |

《表面の要望事項の説明》

## 1. 5つの自由の明文化

5つの自由とは、①飢えと渇きからの自由、②肉体的苦痛と不快からの自由、③外傷や疾病からの自由、④恐怖や不安からの自由、⑤正常な行動を表現する自由であり、これらは飼育管理下にある動物に対して保障しなければならないもので、動物福祉の基準と言えるものですので、明確に記述する。

## 2. 動物虐待をより具体的に定義づける(5つの自由との関連)

虐待は、動物を殺傷する、意図的な殴打等の暴力を加える、毒物摂取させる、給餌・給水を怠って不健康にする、病気・怪我等に適切な医療を施さない、肉体的・精神的にストレスをかける、酷使して抑圧する、囮にする、過酷な輸送で苦痛を与える、汚物等で汚れた環境で飼う、閉鎖的・狭小な小屋等で飼う、動物本来の行動がとれない環境で飼うなどであり、これらを明確に記述する。

## 3. 動物を闘わせることを禁止

動物と動物を意図的に闘わせることは、究極の動物虐待と言えるので禁止する。闘犬、闘鶏、闘牛、ハブとマングースを闘わせるなどです。しかし、闘牛については、角を丸めたり袋を被せて互いに傷つけない押し相撲であればよしとすべきとの意見があります。

## 4. 劣悪な多頭飼育の規制

多頭飼育による悲惨な飼養管理状態に陥るのを防ぐために、犬猫合わせて10頭以上は、自治体に登録し、飼い主及び占有者は、立ち入り調査を受けることを義務づける。

## 5. 動物取扱業の規制

ネット販売、移動販売、露天販売、移動展示、夜間販売の禁止。対面・確認販売の義務化。販売時間の制限。8週齢以下の犬猫の移動、展示、販売の禁止。繁殖年齢・回数制限。遺伝的疾患を避けるための繁殖禁止。実験動物の繁殖・販売業、補助犬繁殖・訓練施設、動物輸送業等を動物取扱業に追加。繁殖業者（ブリーダー）、ペットショップ等への監視・立ち入り調査及び指導体制の充実化。関係法令違反者（有罪者）は、登録（許可）の停止及び取消。登録制を許可性に。などを求めます。

## 6. 法令違反者に対する罰則に飼育禁止を加える

関係法令違反で有罪になった者及び配偶者を含む関係者に対して、裁判所が飼育禁止を命令する。被害動物の生命の危険や更なる虐待が想定される場合、その動物を裁判所の命令で緊急に保護できるようにする。

## 7. 実験動物の福祉を保障する手段を確保する

動物実験の基本理念として3R（代替法の活用、使用数の削減、苦痛の軽減）が動物愛護管理法に記され、関係省庁の動物実験のガイドラインが提示されましたが、単なる努力目標でしかなく、動物実験の実態は全く不明であり、誰も分かる手段がない状態です。

それ故、動物実験の登録制、第三者による立ち入り調査、記録の保管と情報開示を追加し、実態把握ができるようにすることを求めます。

## 8. 産業動物の福祉を保障する手段を確保する

工場（工業）的畜産をやめ、家畜に対して5つの自由を保障する飼養管理に改める。家畜の虐待的飼育は、バタリーケージでの養鶏（採卵鶏、ブロイラー）、繁殖雌豚の身動きのとれないストール内飼育、肥育牛の長期間にわたる狭小畜舎内での閉じ込め飼育、豚や鳥の過密群飼などがあり、これらを禁止する。

## 9. 災害時、飼育動物の同行避難の義務化

伴侶動物との幸せ生活が、災害時に引き離されることは、双方にとって悲嘆の状況に陥り、中には動物の餓死などもありダメージが大きい。よって、災害時には、飼育動物の同行避難することを義務化する。

ご記入いただきました署名用紙は表面記載の「動物との共生を考える連絡会」事務局か、

まで郵送か持参でお願いします！